

令和7年さいたま市議会12月（11月繰上げ）定例会提出議案一覧

合計54件（予算議案10件・条例議案13件・一般議案24件・道路議案2件・人事議案5件
）

《予算議案》

- 議案第171号 令和7年度さいたま市一般会計補正予算（第5号）
議案第172号 令和7年度さいたま市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）
議案第173号 令和7年度さいたま市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）
議案第174号 令和7年度さいたま市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）
議案第175号 令和7年度さいたま市大宮駅西口都市改造事業特別会計補正予算（第1号）
議案第176号 令和7年度さいたま市江川地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）
議案第177号 令和7年度さいたま市公債管理特別会計補正予算（第1号）
議案第178号 令和7年度さいたま市水道事業会計補正予算（第1号）
議案第179号 令和7年度さいたま市病院事業会計補正予算（第2号）
議案第180号 令和7年度さいたま市下水道事業会計補正予算（第3号）

《条例議案》

- 議案第181号 さいたま市議会の議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

（所管課所・総務局人事部職員課）

さいたま市特別職報酬等審議会からの答申を踏まえ、市議会議員の期末手当の支給月数を引き上げるため、所要の改正を行うもの。

（内容）

- 市議会議員の期末手当の年間支給月数の引上げ及び適用
- 期末手当の年間支給月数を0.05月分引き上げ、3.50月分（現行3.45月分）とし、令和7年12月支給分から適用するもの。

（施行期日） 公布の日等

- 議案第182号 さいたま市特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

（所管課所・総務局人事部職員課）

さいたま市特別職報酬等審議会からの答申を踏まえ、市長等の期末手当の支給月数を引き上げるため、所要の改正を行うもの。

（内容）

- 市長等の期末手当の年間支給月数の引上げ及び適用
- 期末手当の年間支給月数を0.05月分引き上げ、3.50月分（現行3.45月分）とし、令和7年12月支給分から適用するもの。

（施行期日） 公布の日等

議案第183号 さいたま市職員の給与に関する条例及びさいたま市一般職の任期付職員の採用
及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について
(所管課所・総務局人事部職員課)

令和7年の市人事委員会からの職員の給与等に関する報告及び勧告を踏まえ、一般職の職員の給与を改定するため、所要の改正を行うもの。

(内容)

1 初任給調整手当の引上げ

- 初任給調整手当の支給限度額を、月額31万円から月額31万800円に引き上げるもの。

2 通勤手当の引上げ

- 自動車等の交通用具使用者に係る通勤手当の支給額を引き上げるもの。

3 期末手当及び勤勉手当の年間支給月数の引上げ

- (1) 定年前再任用短時間勤務職員以外の職員の期末手当及び勤勉手当の年間支給月数をそれぞれ0.025月分引き上げ、期末手当及び勤勉手当を合わせて4.65月分（現行4.60月分）とするもの。

- (2) 定年前再任用短時間勤務職員の期末手当及び勤勉手当の年間支給月数をそれぞれ0.025月分引き上げ、期末手当及び勤勉手当を合わせて2.45月分（現行2.40月分）とするもの。

- (3) 特定任期付職員の期末手当の年間支給月数を0.05月分引き上げ、3.50月分（現行3.45月分）とするもの。

4 給料表の改定

- 給料月額の引上げを行うため、給料表の改定を行うもの。

5 適用

- 1、2及び4については令和7年4月1日から、3については同年12月1日から適用するもの。

(施行期日) 公布の日等

議案第184号 さいたま市教職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例の制定について

(所管課所・教育委員会事務局学校教育部教職員人事課)

公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法の一部改正を踏まえ、所要の改正を行うもの。

(内容)

・ 指導改善研修被認定者の適用除外

- 教育委員会が時間外勤務を命じる場合における規定の教育職員の定義から、指導改善研修被認定者を除くもの。

(施行期日) 令和8年1月1日

議案第185号 さいたま市教職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

(所管課所・教育委員会事務局学校教育部教職員給与課)

令和7年の市人事委員会からの職員の給与等に関する報告及び勧告並びに公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部改正を踏まえ、教職員の給与の改定等

をするため、所要の改正を行うもの。

(内容)

1 紙給表の改定及び適用

- 教職員の給料月額の引上げを行うため、給料表の改定を行い、令和7年4月1日から適用するもの。

2 教職調整額の引上げ

- 教育職員（校長等を除く。）に支給する教職調整額について、給料月額の4%から10%に引き上げるもの。

- (1)について、経過措置として、毎年1%ずつ段階的に引き上げるもの。

3 指導改善研修被認定者の適用除外等

- 教育委員会が教職調整額を支給する教育職員から、指導改善研修被認定者を除くもの。

- (1)に伴い、教育委員会が時間外勤務手当及び休日勤務手当を支給する教職員に、指導改善研修被認定者を新たに加えるもの。

4 義務教育等教員特別手当の引上げ

- 教育職員に支給する義務教育等教員特別手当について、業務の困難性その他の事情を考慮することとし、上限額を月額8,000円から月額8,600円に引き上げるもの。

(施行期日) 公布の日等

議案第186号 さいたま市授業料等徴収条例の一部を改正する条例の制定について

(所管課所・教育委員会事務局学校教育部高校教育課)

高校授業料の無償化に向けて、市外生の授業料等について、所要の改正を行うもの。

(内容)

1 授業料等の額

- 授業料等の額を次のように改めるもの。

区分		改定前	改定後
市外生	授業料	180,000円※	118,800円
	入学料・進級料	73,000円	142,000円
市内生	授業料	118,800円（変更なし）	
	入学料・進級料	5,650円（変更なし）	

※ 高等学校等就学支援金を受ける市外生の授業料は、市内生と同額。

2 規定の整備

- 1の授業料等の改定に伴い、規定の整備を行うもの。

(施行期日) 令和8年4月1日

議案第187号 さいたま市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例及びさいたま市指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

(所管課所・福祉局障害福祉部障害政策課)

児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部改正を踏まえ、所要の改正を行うもの。

(内容)

1 健康診断の省略

- ・ 母子保健法に基づく乳幼児の健康診査の内容が指定児童発達支援事業者又は指定障害児入所施設が行う健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、当該健康診断の全部又は一部を行わないことができることとするもの。

2 規定の整備

- ・ 条例で引用している児童福祉法の条項を整備するもの。

(施行期日) 公布の日

議案第188号 さいたま市総合療育センターひまわり学園条例等の一部を改正する条例の制定について

(所管課所・子ども未来局総合療育センターひまわり学園総務課)

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部改正に伴い、さいたま市総合療育センターひまわり学園条例ほか2条例について、所要の改正を行うもの。

(内容)

- ・ 規定の整備
 - ・ 条例で引用している障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の条項の整備を行うもの。

(施行期日) 公布の日

議案第189号 さいたま市さくら草学園条例の一部を改正する条例の制定について

(所管課所・子ども未来局総合療育センターひまわり学園総務課)

さいたま市さくら草学園を移転するため、所要の改正を行うとともに、その他規定の整備を行うもの。

(内容)

1 位置の改正

- ・ さいたま市さくら草学園の位置について、「浦和区領家1丁目5番16号」を「浦和区駒場1丁目28番10号」に改めるもの。

2 規定の整備

- ・ 条例で引用している障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の条項の整備を行うもの。

(施行期日) 令和8年4月1日（2については、公布の日）

議案第190号 さいたま市大崎むつみの里条例等の一部を改正する条例の制定について

(所管課所・福祉局障害福祉部障害政策課)

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部改正に伴い、さいたま市大崎むつみの里条例ほか4条例について、所要の改正を行うもの。

(内容)

- ・ 規定の整備
 - ・ 条例で引用している障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の条項の整備を行うもの。

(施行期日) 公布の日

議案第191号 さいたま市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

(所管課所・子ども未来局子育て未来部保育施設支援課)

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部改正を踏まえ、さいたま市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例ほか6条例について、所要の改正を行うもの。

(内容)

1 健康診断の省略

- ・ 母子保健法に基づく乳幼児の健康診査の内容が、児童福祉施設等が行う健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、当該健康診断の全部又は一部を行わないことができるこことすることとするもの。

2 規定の整備

- ・ 条例で引用している児童福祉法の条項の整備等を行うもの。

(施行期日) 公布の日

議案第192号 さいたま市衛生センター条例の一部を改正する条例の制定について

(所管課所・環境局施設部環境施設管理課)

衛生センター統廃合事業の進捗に伴い、さいたま市クリーンセンター西堀を廃止するため、所要の改正を行うもの。

(内容)

・ 施設の廃止

- ・ さいたま市クリーンセンター西堀を廃止するもの。

(施行期日) 令和8年4月1日

議案第193号 さいたま市食肉中央卸売市場業務規程の一部を改正する条例の制定について

(所管課所・経済局農業政策部食肉中央卸売市場・と畜場)

卸売市場法の一部改正を踏まえ、所要の改正を行うもの。

(内容)

・ 公表事項の追加

- ・ 卸売市場法の改正により中央卸売市場の認定の要件に加わる公表事項について、インターネットの利用その他の適切な方法により公表することとするもの。

(施行期日) 令和8年4月1日

《一般議案》

議案第194号 さいたま市産業廃棄物焼却施設解体工事請負契約について

(所管課所・環境局資源循環推進部産業廃棄物指導課)

(内容)

1 契約の目的

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第19条の8第1項に基づく行政代執行による産業廃棄物焼却施設の解体工事

2 契約の方法

一般競争入札

- 3 契約金額
5億8, 190万円
- 4 契約の相手方
日清・武藏特定共同企業体

議案第195号 さいたま市西区役所中規模修繕（建築）工事請負契約について
(所管課所・西区役所区民生活部総務課)

(内容)

- 1 契約の目的
さいたま市西区役所中規模修繕（建築）工事
- 2 契約の方法
一般競争入札
- 3 契約金額
7億510万円
- 4 契約の相手方
共栄建設株式会社

議案第196号 さいたま市西区役所中規模修繕（電気設備）工事請負契約について
(所管課所・西区役所区民生活部総務課)

(内容)

- 1 契約の目的
さいたま市西区役所中規模修繕（電気設備）工事
- 2 契約の方法
一般競争入札
- 3 契約金額
5億1, 811万2, 100円
- 4 契約の相手方
八洲・中野特定共同企業体

議案第197号 さいたま市西区役所中規模修繕（機械設備）工事請負契約について
(所管課所・西区役所区民生活部総務課)

(内容)

- 1 契約の目的
さいたま市西区役所中規模修繕（機械設備）工事
- 2 契約の方法
一般競争入札
- 3 契約金額
5億8, 929万2, 000円
- 4 契約の相手方
深井・積田特定共同企業体

議案第198号 議決事項の一部変更について（市営馬宮住宅建設（建築）工事（第1期）請負契約）

（所管課所・建設局建築部住宅政策課）

令和6年12月（11月繰上げ）議会において議決を得た市営馬宮住宅建設（建築）工事（第1期）請負契約について、工期内の賃金及び物価に急激な変動が生じた等のため、契約金額を変更することに關し議決を求めるもの。

（内容）

1 契約の相手方

共栄・ハイシマ・山崎特定共同企業体

2 変更内容

	契約金額
変更前	17億5,845万4,500円
変更後	18億4,902万8,500円

議案第199号 議決事項の一部変更について（（仮称）岩槻消防署城南地区出張所建設（建築）工事請負契約）

（所管課所・消防局総務部消防施設課）

令和6年9月議会において議決を得た（仮称）岩槻消防署城南地区出張所建設（建築）工事請負契約（令和7年9月議会において議決を得て一部変更）について、工期の延長等に伴い、契約金額を変更することに關し議決を求めるもの。

（内容）

1 契約の相手方

中島・サンエイ特定共同企業体

2 変更内容

	契約金額
変更前	7億7,193万6,000円
変更後	7億7,990万円

議案第200号 議決事項の一部変更について（さいたま市立新設大和田地区小学校建設（建築）工事請負契約）

（所管課所・教育委員会事務局管理部学校施設整備課）

令和6年6月議会において議決を得たさいたま市立新設大和田地区小学校建設（建築）工事請負契約（令和7年2月議会において議決を得て一部変更）について、工期内の賃金及び物価に急激な変動が生じたため、契約金額を変更することに關し議決を求めるもの。

（内容）

1 契約の相手方

斎藤・和光・共栄特定共同企業体

2 変更内容

	契約金額
変更前	57億5,916万円
変更後	58億1,401万7,000円

議案第201号 議決事項の一部変更について（さいたま市立新設大和田地区小学校建設（電気設備）工事請負契約）

（所管課所・教育委員会事務局管理部学校施設整備課）

令和6年6月議会において議決を得たさいたま市立新設大和田地区小学校建設（電気設備）工事請負契約（令和7年2月議会において議決を得て一部変更）について、工期内の賃金及び物価に急激な変動が生じたため、契約金額を変更することに關し議決を求めるもの。

（内容）

1 契約の相手方

万代・浦和特定共同企業体

2 変更内容

	契約金額
変更前	8億141万1,600円
変更後	8億8,292万1,600円

議案第202号 財産の取得について（（仮称）岩槻南部新和西地区近隣公園の特定公園施設）

（所管課所・都市局みどり公園推進部都市公園課）

都市公園法に基づく公募設置管理制度で実施中の（仮称）岩槻南部新和西地区近隣公園等整備・運営管理事業により整備される特定公園施設を取得するため、議決を求めるもの。

（内容）

1 物件の表示

岩槻区美園東1丁目4番地

（仮称）岩槻南部新和西地区近隣公園等整備・運営管理事業により整備される特定公園施設

2 取得先

(1) 名称 ダイバーシティ美園 Park 共同企業体

(2) 代表法人 株式会社内田緑化興業

3 取得価格

2億8,685万円

議案第203号 指定管理者の指定について（さいたま市老人福祉センター武蔵浦和荘）

（所管課所・福祉局長寿応援部高齢福祉課）

さいたま市老人福祉センター武蔵浦和荘の管理を指定管理者に行わせるため、議決を求めるもの。

（内容）

1 管理を行わせる施設

(1) 所在地 南区別所7丁目20番1号

(2) 名称 さいたま市老人福祉センター武蔵浦和荘

2 指定管理者に指定する団体

(1) 所在地 東京都中央区銀座4丁目12番15号歌舞伎座タワー20階

(2) 名称 オーエンス・アイルグループ

(3) 代表者 株式会社オーエンス 代表取締役 大木 一雄

3 指定する期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

議案第204号 指定管理者の指定について（さいたま市高齢者生きがい活動センター）

（所管課所・福祉局長寿応援部高齢福祉課）

さいたま市高齢者生きがい活動センターの管理を指定管理者に行わせるため、議決を求めるもの。

（内容）

1 管理を行わせる施設

（1）所在地 北区植竹町1丁目593番地1

（2）名称 さいたま市高齢者生きがい活動センター

2 指定管理者に指定する団体

（1）所在地 大宮区土手町1丁目213番地1

（2）名称 公益社団法人さいたま市シルバー人材センター

（3）代表者 理事長 佐伯 鋼兵

3 指定する期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

議案第205号 指定管理者の指定について（さいたま市浦和斎場）

（所管課所・保健衛生局保健部生活衛生課）

さいたま市浦和斎場の管理を指定管理者に行わせるため、議決を求めるもの。

（内容）

1 管理を行わせる施設

（1）所在地 桜区大字下大久保1523番地1

（2）名称 さいたま市浦和斎場

2 指定管理者に指定する団体

（1）所在地 桜区大字下大久保930番地2

（2）名称 浦和総業株式会社

（3）代表者 代表取締役 渋谷 邦彦

3 指定する期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

議案第206号 指定管理者の指定について（さいたま市営浦和駅東口駐車場）

（所管課所・都市局交通政策部自転車まちづくり推進課）

さいたま市営浦和駅東口駐車場の管理を指定管理者に行わせるため、議決を求めるもの。

（内容）

1 管理を行わせる施設

（1）所在地 浦和区東高砂町11番1号

（2）名称 さいたま市営浦和駅東口駐車場

2 指定管理者に指定する団体

（1）所在地 東京都港区東新橋2丁目3番17号

（2）名称 株式会社J. フロントプライムスペース

（3）代表者 代表取締役 森田 幸介

3 指定する期間

令和8年3月1日から同月31日まで

議案第207号 指定管理者の指定について（さいたま市営浦和駅東口駐車場）

（所管課所・都市局交通政策部自転車まちづくり推進課）

さいたま市営浦和駅東口駐車場の管理を指定管理者に行わせるため、議決を求めるもの。

（内容）

1 管理を行わせる施設

(1) 所在地 浦和区東高砂町11番1号

(2) 名称 さいたま市営浦和駅東口駐車場

2 指定管理者に指定する団体

(1) 所在地 東京都港区東新橋2丁目3番17号

(2) 名称 株式会社J. フロントプライムスペース

(3) 代表者 代表取締役 森田 幸介

3 指定する期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

議案第208号 指定管理者の指定について（さいたま市南浦和コミュニティセンター等）

（所管課所・市民局市民生活部コミュニティ推進課）

さいたま市南浦和コミュニティセンター等の管理を指定管理者に行わせるため、議決を求めるもの。

（内容）

1 管理を行わせる施設

所在地	名称
南区大谷場2丁目6番25号	さいたま市南浦和コミュニティセンター
中央区本町東3丁目5番43号	さいたま市与野本町コミュニティセンター
中央区上峰2丁目3番5号	さいたま市上峰コミュニティホール
中央区桜丘2丁目6番28号	さいたま市西与野コミュニティホール
中央区大字下落合1712番地	さいたま市下落合コミュニティセンター
浦和区東高砂町11番1号	さいたま市浦和コミュニティセンター

2 指定管理者に指定する団体

(1) 所在地 南区根岸1丁目7番1号

(2) 名称 公益財団法人さいたま市文化振興事業団

(3) 代表者 理事長 小島 正明

3 指定する期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

議案第209号 指定管理者の指定について（さいたま市地域中核施設プラザイースト）

（所管課所・スポーツ文化局文化部文化振興課）

さいたま市地域中核施設プラザイーストの管理を指定管理者に行わせるため、議決を求めるもの。

（内容）

1 管理を行わせる施設

- (1) 所在地 緑区大字中尾 1 4 4 0 番地 8
 - (2) 名 称 さいたま市地域中核施設プラザイースト
- 2 指定管理者に指定する団体
- (1) 所在地 南区根岸 1 丁目 7 番 1 号
 - (2) 名 称 公益財団法人さいたま市文化振興事業団
 - (3) 代表者 理事長 小島 正明
- 3 指定する期間
- 令和 8 年 4 月 1 日から令和 1 1 年 3 月 31 日まで

議案第 210 号 指定管理者の指定について（さいたま市東大宮コミュニティセンター等）

（所管課所・市民局市民生活部コミュニティ推進課）

さいたま市東大宮コミュニティセンター等の管理を指定管理者に行わせるため、議決を求めるもの。

（内容）

1 管理を行わせる施設

所 在 地	名 称
見沼区東大宮 4 丁目 3 1 番地 1	さいたま市東大宮コミュニティセンター
見沼区大字大谷 1 2 1 0 番地	さいたま市七里コミュニティセンター
見沼区染谷 3 丁目 1 4 7 番地 1	さいたま市片柳コミュニティセンター
大宮区高鼻町 2 丁目 2 9 2 番地 1	さいたま市高鼻コミュニティセンター
大宮区堀の内町 1 丁目 5 7 7 番地 3	さいたま市大宮工房館

2 指定管理者に指定する団体

- (1) 所在地 南区根岸 1 丁目 7 番 1 号
- (2) 名 称 公益財団法人さいたま市文化振興事業団
- (3) 代表者 理事長 小島 正明

3 指定する期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 1 3 年 3 月 31 日まで

議案第 211 号 指定管理者の指定について（さいたま市馬宮コミュニティセンター等）

（所管課所・市民局市民生活部コミュニティ推進課）

さいたま市馬宮コミュニティセンター等の管理を指定管理者に行わせるため、議決を求めるもの。

（内容）

1 管理を行わせる施設

所 在 地	名 称
西区大字西遊馬 5 3 3 番地 1	さいたま市馬宮コミュニティセンター
西区三橋 6 丁目 6 4 2 番地 4	さいたま市西部文化センター
北区吉野町 2 丁目 1 9 5 番地 1	さいたま市宮原コミュニティセンター
北区日進町 1 丁目 3 1 2 番地 2	さいたま市日進公園コミュニティセンター

2 指定管理者に指定する団体

- (1) 所在地 南区根岸 1 丁目 7 番 1 号
- (2) 名 称 公益財団法人さいたま市文化振興事業団
- (3) 代表者 理事長 小島 正明

3 指定する期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

議案第212号 指定管理者の指定について（さいたま市地域中核施設プラザウエスト）

（所管課所・スポーツ文化局文化部文化振興課）

さいたま市地域中核施設プラザウエストの管理を指定管理者に行わせるため、議決を求めるもの。

（内容）

1 管理を行わせる施設

- (1) 所在地 桜区道場4丁目3番1号
- (2) 名称 さいたま市地域中核施設プラザウエスト

2 指定管理者に指定する団体

- (1) 所在地 南区根岸1丁目7番1号
- (2) 名称 公益財団法人さいたま市文化振興事業団
- (3) 代表者 理事長 小島 正明

3 指定する期間

令和8年4月1日から令和11年3月31日まで

議案第213号 指定管理者の指定について（さいたま市武蔵浦和コミュニティセンター）

（所管課所・市民局市民生活部コミュニティ推進課）

さいたま市武蔵浦和コミュニティセンターの管理を指定管理者に行わせるため、議決を求めるもの。

（内容）

1 管理を行わせる施設

- (1) 所在地 南区別所7丁目20番1号
- (2) 名称 さいたま市武蔵浦和コミュニティセンター

2 指定管理者に指定する団体

- (1) 所在地 東京都中央区銀座4丁目12番15号歌舞伎座タワー20階
- (2) 名称 オーエンス・イルグループ
- (3) 代表者 株式会社オーエンス 代表取締役 大木 一雄

3 指定する期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

議案第214号 指定管理者の指定について（さいたま市美園コミュニティセンター等）

（所管課所・市民局市民生活部コミュニティ推進課）

さいたま市美園コミュニティセンター等の管理を指定管理者に行わせるため、議決を求めるもの。

（内容）

1 管理を行わせる施設

所在地	名称
緑区美園4丁目19番地1	さいたま市美園コミュニティセンター
岩槻区本町1丁目10番7号	さいたま市コミュニティセンターいわつき
岩槻区本町3丁目1番1号	さいたま市岩槻駅東口コミュニティセンター

岩槻区東岩槻 6 丁目 6 番地	さいたま市ふれあいプラザいわつき 老人憩いの家ふれあいプラザ
------------------	-----------------------------------

2 指定管理者に指定する団体

- (1) 所在地 南区根岸 1 丁目 7 番 1 号
- (2) 名 称 公益財団法人さいたま市文化振興事業団
- (3) 代表者 理事長 小島 正明

3 指定する期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日まで

議案第 215 号 指定管理者の指定について（さいたま市民会館うらわ）

（所管課所・スポーツ文化局文化部文化振興課）

さいたま市民会館うらわの管理を指定管理者に行わせるため、議決を求めるもの。

（内容）

1 管理を行わせる施設

- (1) 所在地 浦和区高砂 1 丁目 1000 番地
- (2) 名 称 さいたま市民会館うらわ

2 指定管理者に指定する団体

- (1) 所在地 南区根岸 1 丁目 7 番 1 号
- (2) 名 称 公益財団法人さいたま市文化振興事業団
- (3) 代表者 理事長 小島 正明

3 指定する期間

令和 9 年 4 月 1 日から令和 12 年 3 月 31 日まで

議案第 216 号 指定管理者の指定について（さいたま市市民活動サポートセンター）

（所管課所・市民局市民生活部市民協働推進課）

さいたま市市民活動サポートセンターの管理を指定管理者に行わせるため、議決を求めるもの。

（内容）

1 管理を行わせる施設

- (1) 所在地 浦和区東高砂町 11 番 1 号
- (2) 名 称 さいたま市市民活動サポートセンター

2 指定管理者に指定する団体

- (1) 所在地 南区根岸 1 丁目 7 番 1 号
- (2) 名 称 公益財団法人さいたま市文化振興事業団
- (3) 代表者 理事長 小島 正明

3 指定する期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日まで

議案第 217 号 当せん金付証票の発売について

（所管課所・財政局財政部財政課）

令和 8 年度における当せん金付証票（宝くじ）を 100 億円の範囲内において発売するため、議決を求めるもの。

『道路議案』

議案第218号 市道路線の認定について

(所管課所・建設局土木部土木総務課)

(内容)

一般	2路線
開発	12路線
合計	14路線

議案第219号 市道路線の廃止について

(所管課所・建設局土木部土木総務課)

(内容)

一般	1路線
開発	4路線
合計	5路線

『人事議案』

議案第220号 人権擁護委員候補者の推薦について

(所管課所・総務局総務部総務課)

人権擁護委員候補者として推薦するため、意見を求めるもの。

氏名	区分
肥留間 美城	再任

議案第221号 人権擁護委員候補者の推薦について

(所管課所・総務局総務部総務課)

人権擁護委員候補者として推薦するため、意見を求めるもの。

氏名	区分
吉野 勝則	再任

議案第222号 人権擁護委員候補者の推薦について

(所管課所・総務局総務部総務課)

人権擁護委員候補者として推薦するため、意見を求めるもの。

氏名	区分
上山 京子	新任

議案第223号 人権擁護委員候補者の推薦について

(所管課所・総務局総務部総務課)

人権擁護委員候補者として推薦するため、意見を求めるもの。

氏名	区分
齊藤 実朗	新任

議案第224号 人権擁護委員候補者の推薦について

(所管課所・総務局総務部総務課)

人権擁護委員候補者として推薦するため、意見を求めるもの。

氏名	区分
福島 まり子	新任